

重要事項説明書

1.事業者概要

事業者の名称 医療法人社団東方会おおやま病院

事業者の所在地 富山県富山市花崎 85 番地

法人種別 医療法人

代表者名 理事長 日置将

電話番号 076-483-3311

介護保険指定番号 1 6 1 0 1 1 7 1 7 6

医療保険コード 0 1 1 7 1 7 6

サービス提供地域 富山市・中新川郡

2.事業の目的と運営方針

事業の目的

自宅等で療養される方が安心して療養生活が送れるように、主治医の指示により看護師が定期的に訪問し必要な処置を行い、利用者の立場に立ち、優しく思いやりの精神で在宅療養の援助を行います。事業の運営にあたっては、保険者、他の支援事業者等との連携に努めます。

3.職員の配置

職 種 看護師

区 分 常 勤

常勤換算 1 以上

4.サービス提供時間 毎週月曜日から金曜日の 9：00～16：00

但し、国民の祝日及び 8 月 14 日～8 月 16 日、12 月 29 日～1 月 3 日除く。

5.利用料（１） 介護保険利用の場合は、介護報酬の告知上の金額とします。

※負担割合によって支払金額が変わります。

①訪問看護費 1 回あたり

所要時間 20 分未満 266 単位 1 割負担の場合 266 円

所要時間 30 分未満 399 単位 1 割負担の場合 399 円

所要時間 30 分以上 1 時間未満 574 単位 1 割負担の場合 574 円

所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満 844 単位 1 割負担の場合 844 円

上記の金額にサービス提供加算（6 単位）が追加されます。ただし介護保険利用の給付範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

②特別管理費 月に1回

特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合

特別管理加算Ⅰ 500単位 1割負担の場合 500円

特別管理加算Ⅱ 250単位 1割負担の場合 250円

③複数名訪問加算

複数の看護師等が同時に訪問看護を行った場合（1回につき）

複数名訪問加算（Ⅰ）

30分未満 254単位 1割負担の場合 254円

30分以上 402単位 1割負担の場合 402円

複数名訪問加算（Ⅱ）

30分未満 201単位 1割負担の場合 201円

30分以上 317単位 1割負担の場合 317円

④初回加算（初回1回のみ）

新規に訪問看護計画書を作成した場合

初回加算（Ⅰ） 350単位 1割負担の場合 350円

⑤退院時共同指導加算（退院・退所につき1回）

所持医、その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、文章で提供した場合

退院時共同指導加算 600単位 1割負担の場合 600円

交通費

- ・富山市、中新川郡在住のご利用者は無料です。
- ・上記区域以外のご利用者は、運営規程の料金表を案内し同意の上、交通費を請求させていただきます。

6.料金の支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をさせていただきますので、病院の受付でお支払下さい。その際に領収書を発行致します。なお、希望される方は、自動引き落としも行えます。

7.事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに適切かつ必要な措置を行い、ご家族にも連絡をして必要に応じて市町村にも連絡を行います。また当方の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合は、その損害を賠償致します。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに利用者の家

族等に連絡し必要な措置を講じます。

9. 連携

訪問看護の提供に当たり介護支援専門員、保健医療サービスまたは福祉サービス提供する業者等と密接な連携に努めます。

10.虐待およびハラスメントに関する禁止事項と対応について

当施設職員による利用者並びに家族へのモラルの強要並びに性的嫌がらせを禁じます。事故発生時には、苦情対応と同様の対応により解決に努めます。また、市町村等への連絡を行い、指導を仰ぎます。

11. 苦情処理

提供した居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため窓口担当者を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ利用者及び家族に説明します。

苦情等申立先 窓口担当者 看護師

ご利用時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

ご連絡方法 電話 076-483-3311（おおやま病院受付）

行政機関とその他受付機関

富山市福祉保健部介護保険課 富山市新桜町7番38号

電話番号 076-443-2193

富山県国民健康保険団体連合会 富山市下野字豆田995番地の3

電話番号 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山県富山市安住町5-21

電話番号 076-432-3280

12. 秘密保持

（１）事業所及び事業所の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

（２）事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

13. 利用者及び利用者の家族の個人情報の提供について

サービス担当者会議などに、利用者及び利用者の家族の個人情報を提供することに対して同意を求めます。※一部又は全部を制限する事ができます。但し、全部を制限した場合は、訪問看護サービスを提供できない場合があります。

14. 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

15. その他

利用者の住まいで、サービスを提供するために利用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者負担となります。業務継続計画を策定し感染や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するように努めます。

上記について、利用者（又はその代理人）に説明を行いました。

	年	月	日
所在地	富山県富山市花崎85番地		
名 称	医療法人社団東方会おおやま病院		
代表者	院長 日置将		

説明者氏名

⑩

私は、本書面により事業者から訪問看護サービスについての重要な事項について説明を受けました。

利用者（契約者）

住所

氏名

⑩

利用者の代理人（契約者の家族等）

住所

氏名

⑩

緊急連絡先